石狩市手話に関する基本条例素案（概要）

条例を制定する理由

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造し、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらい、ろう者が物事を考え会話をするときに使う言葉として育まれてきました。

世界的には障害者権利条約において、国内的には障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。しかし、これはあくまでも手話が言語として認められたということだけで、言語として認められた手話を理解し、広め、使用できるものとするためには、より具体的な取組みが必要だと考えています。

地方公共団体である市として取り組めること、それは、この石狩に住み、働き、生活をしている手話を使用する市民が、手話を使いやすい環境をつくっていくことです。そのことは、まさに市の責務であり、その取組みを進めていきます。

「手話は言語」であることを認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定しようとするものです。

条例素案の概要

１ 条例の名称

条例の名称は、「石狩市手話に関する基本条例」とします。

２ 目的

条例の目的は、次の２つの事項について定めることとします。

⑴ 市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使用しやすい環境を構築します。

⑵ 手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加をし、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指します。

３ 手話による意思疎通を図る権利の尊重

人間は、言語を通じて、意思疎通を図り、日常生活を営み、社会参加をしています。市民が言語である手話により、意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は最大限尊重されなければならないことを定めます。

４ 市の責務

市の責務として、２の目的を実現するために、手話を使用する市民が、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、施策を講ずることとします。

５ 市民の責務

手話を使用する市民が、安心して暮らすことができる地域社会は、市が手話に関する具

体的な施策を講ずるだけでは実現することはできません。市民が２の目的を実現するために協力するように努めることを市民の責務として定めます。

６ 施策の推進方針の策定

⑴ 市は、市民が手話を使用して安心して暮らすことができる地域社会の実現を推進するため、施策の推進方針を策定します。

⑵ 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとします。

ア 手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項

イ 手話による情報取得及び手話が使用できる環境づくりの施策に関する事項

ウ 手話による意思疎通支援を行う者の施策に関する事項

⑶ 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更した時は、これを公表するものとします。

⑷ 市は、施策の推進方針が、市が策定する障害者に関する計画その他の計画との整合性が図られるように配慮するものとします。

７ 財政上の措置

市は、手話に関する施策を推進し、実行するために、予算が必要となる施策もあることから、施策を推進するにあたって、財政措置を講ずるよう努めることとします。

施行期日等

１　条例の施行日は、平成２６年４月１日とします。

２　条例を施行した後に、法律や社会情勢等の変化に適合しているか、３年を目途として、その内容について検討を加え、必要に応じて見直すこととします。